

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	ダムの操作規程の承認
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第47条第1項
法令の規定	<p>【河川法第47条第1項】</p> <p>ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>【河川法施行令第29条】</p> <p>法第47条第1項の操作規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貯留及び放流の方法に関する事項 二 ダム及びダムを操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項 三 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項 四 放流の際にとるべき措置に関する事項 五 その他ダムの操作の方法に関し必要な事
審査基準	「河川法第2章第3節第3款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月17日建設省河発第178号建設省河川局長通達）の記4の（1）および別添第一による。
標準処理期間	80日
処分担当所属	土木部河川課
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	